

令和 7 年度高等学校等就学支援金(7～翌 6 月分)

継続届出ご案内一式

下記の書類をお渡しします。書類の不足・不鮮明等ございましたら、お手数ですが事務室（TEL0480-34-3381）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

1. 国の授業料支援制度 高等学校等就学支援金(7～翌 6 月分)申請手続きご案内.....P.1
2. 高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien（イーシェン）」手続き方法P.3
 - 「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」場合の手順.....P.5
 - 保護者等情報変更届出.....P.6
3. よくある質問と誤操作について.....P.7

《別添資料》

4. 高校生等臨時支援金リーフレット「大切なお知らせです 高校生の学びを支えます。」両面 1 枚
5. 家計急変リーフレット「やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援があります」
.....両面 1 枚

手続きは全員必須ですので、

7月16日(水)までに手続きを行ってください。

家計急変申請を希望される方は、手続き前に事務室までご連絡ください。



高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien
ログインページ

《お問い合わせ先》

昌平中学・高等学校 事務室(担当：七戸^{しちのへ})

TEL 0480-34-3381 / FAX 0480-34-9854

受付時間 月～金 9:30～15:30 / 土 8:30～13:10

(第 2・4 土曜を除く)

国の授業料支援制度

高等学校等就学支援金(7～翌6月分)申請手続きご案内

高等学校等就学支援金の申請について、県より通知がありましたのでご案内いたします。

高等学校等就学支援金で所得制限に当たる年収約910万円以上のご家庭についても、**令和7年度に限り、「高校生等臨時支援金」として年額118,800円(月額9,900円)を上限として支給することが決定しました。「高校生等臨時支援金」の申請は今回の就学支援金の申請とともに行う手順となっております。すべての方が下記要領にて必ず申請手続きいただきますようお願い申し上げます。**

なお、令和8年度の就学支援金については、国会において所得制限の撤廃や支給額の引き上げについて議論しているところです。こちらは情報が確定しましたら、お知らせいたします。ご承知おきください。

1. 手続き対象者

在校生全員

2. 手続き期間

7月2日(水)～7月16日(水)

3. 手続きの流れ(概要)

- ① オンライン申請システム e-Shien にログイン
- ② 意向登録 または 継続意向登録
- ③ 受給資格認定申請 または 収入状況届(場合により保護者等情報変更届)
----- (手続き完了) -----

- ④ 埼玉県による審査(課税地への税情報照会)
- ⑤ 審査完了(例年8月末～9月初旬頃)

※ 申請情報の確認・修正や課税地への情報照会に時間がかかった場合、審査完了時期が遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

4. 支給方法(予定)

本校は授業料との相殺ではありません。通常通り授業料を納入いただいた上で、校納金引落とし口座への振込による支給です(4～6月分：8月上旬／7～10月分：10月末／11～3月分：3月末)。なお、送金時期については県の審査状況等によって前後しますので、その都度送金案内を郵送いたします。ご了承ください。

5. その他

- ◇ 今回の申請においては、令和 7 年度住民税情報による審査です。**住民税未申告や、申請時の登録課税地に誤りがある場合は情報照会エラーとなり、後日税の申告や課税証明書のご提出をお願いの上、審査や支給の遅延につながります。**住民税の申告が必要な方はすみやかにお済ませください。
- ◇ 年度途中に、収入の修正申告や市町村民税の更正決定による変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者（親権者）等の変更があった場合には、支給額が変更となることがあります。特に年度を遡っての申請は制度及びシステム上、申請することが出来ません。**事由発生後（市町村から税の更正通知書を受け取った場合は受領した日から）、15 日以内に事務室までご連絡いただきますようお願い申し上げます。**もし過ぎてしまった場合でも、すみやかにご連絡ください。
- ◇ 学校が知り得た個人情報（「高等学校等就学支援金」「埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金」及び「埼玉県私立高等学校奨学のための給付金」）のご案内以外には使用いたしません。

高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien(イーシエン)」手続き方法

《必要なもの》

(ア) 高等学校等就学支援金 ログイン ID 通知書 **〔同封書類〕 卒業まで同一 ID パスを使用します。**

(イ) 保護者全員分のマイナンバーを確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

.....収入の有無に関わらず、保護者（親権者）全員分※が必要です。

(ウ) インターネットに接続できるスマートフォン、パソコン等

(エ) （パソコンでマイナンバーカードを使用して自己情報を提出する場合）IC カードリーダー

※ 2025（令和 7）年 1 月 1 日時点で、海外に居住していたためにマイナンバーが付与されていない、または海外転勤に当たりマイナンバーカードを返却しているといった場合は、国内居住者の分のみで結構です。

1. e-Shien にログイン。 <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

「高等学校等就学支援金ログイン ID 通知書」記載の ID およびパスワードを入力。

.....入力間違いにご注意ください！

0（ゼロ）／O（オー）／o（スモールオー）／1（イチ）／l（アイ）／I（スモールエル）



2. 継続届出の[継続意向登録]をクリック。

3. 確認事項の内容確認後、2 点すべてにチェックし、「現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。」を選択。

4. 保護者等情報に変更有無について該当するものを選択し、[入力内容確認] をクリック。

【保護者等情報の変更が必要な方】

ご家庭の状況	選択肢
(ア) 2024(令和 6)年 1 月 1 日時点と 2025(令和 7)年 1 月 1 日時点の課税地が異なる(市区町村を超えて引っ越しした)方。	①あります。 (②以外の理由)
(イ) 前回申請時より後に離婚・死別・養子縁組等により親権者の人数が増減した方。	
(ウ) 前回申請時と収入状況の提出方法や連絡先等を変更したい方。	
(I) 前回申請時より後に家計急変事由(やむを得ない理由による失職・休職等)が発生した方。※離婚・死亡は(イ)に該当します。ご注意ください。	②あります。 (家計急変)
(オ) 前回家計急変認定を受けており、課税地等の変更が必要な方。	
(カ) ア～オ以外の方。	③ありません。

5. 内容を確認し、[本内容で登録する]をクリック。

6. 継続意向登録が完了。(高校生等臨時支援金の申請手続きは未完了)

以降、状況に応じて手続きの流れが異なります。次ページでご確認ください。

継続意向登録後の手続きについて

状 況	手続き
前回、収入状況の提出方法を「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」で登録した保護者があり、 今回保護者等情報の変更について、「③ありません。」を選択した。	「収入状況届」において、自己情報の再取得・提出が必要です。ポータル画面では継続申請の[収入状況届出]が<u>オレンジ色</u>になっています。(次ページへ) 収入状況届出
保護者等情報の変更について、 「①あります。(②の理由以外)」または「②あります。(家計急変)」を選択した。	「保護者等情報変更届」(6 ページ)または「保護者等情報変更届(家計急変)」(要問合せ)の提出が必要です。 ポータル画面では変更手続の[保護者等情報変更届出]および[保護者等情報変更届出(家計急変)]が<u>オレンジ色</u>になっています。 保護者等情報変更届出 ①あります。 (②の理由以外) 保護者等情報変更届出(家計急変) ②あります。 (家計急変)
課税地等の変更があるにもかかわらず、保護者等情報の変更について誤って「③ありません。」を選択した。	自動的に前回と同内容の「収入状況届」が作成されてしまいますので、事務室にお申し出ください。

「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」場合の手順

e-Shien（イーシエン）手続き方法 13 以降の手順です（親権者全員が「個人番号を入力する」を選択した場合は、表示されない手順です）。

マイナポータルの利用登録をしてからお進みください。また、スマートフォンをお使いの場合はアプリをダウンロード、パソコンをお使いの場合は IC カードリーダーライターをご用意ください。

14. 申請日を「 2025 年 07 月 01 日 」に設定し、保護者等情報（1 人目）の[個人番号カード事前チェック]をクリック。→マイナポータルに遷移します。
15. 《スマートフォンの場合》 マイナンバーカードをスマートフォンの NFC 読み取り位置に密着させてください。 《パソコンの場合》 IC カードリーダーライターをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。
16. マイナンバーカードの券面事項入力補助用パスワードを入力し、「OK」ボタンをクリックします。→e-Shien に遷移します。
17. 保護者等情報（1 人目）の[マイナポータルから自己情報を取得する]をクリック。 保護者等情報(2人目)の[個人番号カード事前チェック]は、1 人目の自己情報取得が完了するまでクリックしないでください。
18. 表示内容を確認し、「次へ」ボタンをクリック。再度マイナンバーカードを読み取ります。
19. マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード（=券面事項入力補助用パスワード）を入力し、「OK」ボタンをクリック。自己情報取得中の画面が表示されるので、完了するまで待ちます。
20. 同様の手順で、「個人番号を使用して自己情報を提出する」を選択した親権者全員分の収入状況取得後、[入力内容確認（一時保存）]をクリック。
21. 入力内容に誤りがないか確認してください。確認事項の内容を確認の上、すべてにチェックし、[本内容で申請する]をクリック。
22. 引き続き、ページ下部の[臨時支援金意向登録]をクリック。
23. 高校生等臨時支援金の説明を確認し、[①高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します]を選択。
24. 続いて表示される同意事項 3 点すべてにチェックし、[登録内容確認]をクリック。
25. 申請手続き完了です。申請内容に不備や疑義がある場合、お電話等にてご連絡させていただきます。ご承知おきください。

保護者等情報変更届出

1. e-Shien ログイン後、変更手続メニュー内[保護者等情報変更届出]をクリック。		
2. 生徒情報を確認後、ページ下部[保護者等情報入力]をクリック。		
3. 保護者等情報の変更について、該当するものを選択。		
ご家庭の状況	選択肢	次の手順
(ア) 離婚・死亡・養子縁組等により 保護者等(親権者)人数の増減があった方	①保護者等の変動(追加・削除)はあります。	手順 4 へ
(イ) ア以外の方	②保護者等の変動(追加・削除)はありません。	手順 5 へ
4. 保護者等の追加(養子縁組等)がある場合は[+保護者等の追加]をクリック。 保護者等の削除(離婚・死亡等)がある場合は、削除する保護者等情報の「この保護者等を削除します。」を選択。		
5. <u>変更事項がある</u> 保護者等情報の「この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。」を選択。 2025(令和7)年1月1日時点 での情報に修正してください。 - 課税地を海外居住に変更する場合は「日本国内に住所を有していない」にチェック。 - 収入状況の提出方法を「個人番号を入力する」に変更する場合は、「個人番号を入力する」を選択後、「今まで個人番号を提出していない又は提出済み個人番号に変更がある」にチェック。追加表示された入力欄にマイナンバー12桁を入力する。		
6. 収入状況の提出方法によって、ここから表示および手続きが異なります。		
表示ボタン	内容 および 次の手続きページ	
入力内容確認 (一時保存)	親権者全員が「個人番号を入力する」を選択したご家庭です。入力された課税地に埼玉県が税情報の照会を行います。課税地に誤りがある場合や、住民税未申告の場合は後日課税証明書の提出をお願いします。 クリック後、 次の手順 7 にお進みください。	
入力内容を保存して 収入状況の取得に進む	「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択した親権者がいるご家庭です。 クリック後、 5 ページの「個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順」にお進みください。	
7. 「保護者等情報変更届出登録確認」画面で入力内容に誤りがないか確認し、「確認事項」の内容を確認したうえで、[本内容で申請]をクリック。		
8. 引き続き、ページ下部の[臨時支援金意向登録]をクリック。		
9. 高校生等臨時支援金の説明を確認し、[①高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します]を選択。		
10. 続いて表示される同意事項3点すべてにチェックし、[登録内容確認]をクリック。		
11. 申請手続き完了です。申請内容に不備や疑義がある場合、お電話等にてご連絡させていただきます。ご承知おきください。		

よくある質問と誤操作について

意向登録・継続意向登録

- ◇ 誤って「所得制限に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。」「受給権を放棄します。」を選択してしまった。

登録後は、ご自身で訂正することが出来ません。意向登録を解除しますので、**事務室までご連絡ください**。解除完了後、最初から操作をやり直してください。

受給資格認定申請・収入状況届出

- ◇ 親権者 2 名のうち 1 名は収入がないので、親権者 1 名分の収入状況を提出すればよいのか？
- ◇ 親権者 2 名のうち 1 名はマイナンバーカードを作っていないので（通知カードのみ所持）、マイナンバーカードを持っている親権者 1 名分の収入状況を提出すればよいのか？

親権者が 2 名いる場合は、収入の有無やマイナンバーカードの発行有無に関わらず親権者 2 名分の収入状況の提出が必要です。**誤って 1 名分で申請した場合は、差戻しますので事務室までご連絡ください**。解除完了後、「認定申請」「続きから再開する」「保護者等の変動（追加・削除）があります」を選択したうえで、「収入状況の確認が必要な方」は「親権者（両親）2 名分の収入状況を提出します」を選択してください。2 名分の保護者等情報の入力画面に遷移します。

- ◇ 収入状況提出方法はどれを選択すればよいのか？

以下、状況に応じて選択してください。提出方法は親権者ごとに選択できます。

- マイナンバーカードを所持している保護者の場合
「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択し、手続きの説明に従って操作してください。マイナポータルの利用者設定が必要です。**うまく読み込めない場合は、「マイナンバーカードを所持していない保護者の場合（通知カードのみ所持又はカード紛失）」と同様に手続きしてください。**
- マイナンバーカードを所持していない保護者の場合（通知カードのみ所持又はカード紛失）
「個人番号を入力する」を選択し、**選択後に表示される入力欄に番号を入力してください**。マイナンバーを確認できる書類を紛失等により手元にない場合は、マイナンバーの記載がある住民票を取得して確認してください。
- 2025（令和 7）年 1 月 1 日時点で海外に在住し、既に帰国している保護者（マイナンバーを付与されている）がいる場合
「個人番号を入力する」を選択し、**選択後に表示される入力欄に番号を入力してください**。課税地は「日本国内に住所を有していない」にチェックを入れてください。
- 2024（令和 6）年 1 月 1 日時点では日本に在住していたが、2025（令和 7）年 1 月 1 日時点で海外在住の保護者がいる場合
認定申請の際の課税地情報は 2025（令和 7）年 1 月 1 日時点の課税地を入力してください。すでに認定を受けており、継続意向登録をする場合は「（保護者等情報の変更について）①あります。（②以外の理由）」を選択、「保護者情報等変更届出」による課税地変更が必要です。

- ◇ 課税地はいつ時点のものを入力するのか？

今回は 2025（令和 7）年 1 月 1 日時点での課税地を入力してください。